

地方独立行政法人神戸市民病院機構の積立金処分の考え方（案）

積立金の考え方について（地方独立行政法人法 40 条）

21 年度～24 年度 積立金	
21 年度	3,015 百万円
22 年度	3,591 百万円
23 年度	▲6,135 百万円
24 年度	2,255 百万円
計	2,726 百万円（H25.3.31 現在）

25 年度 約 700 百万円（H25 決算見込み）

- 市長の承認を受けた額は次期中期目標期間の財源に
- それ以外の残額は市に返納
- ※評価委員会の意見を聴き、市長が承認

（1）各事業年度で利益を生じた場合

- ① 前事業年度から繰り越した損失をうめる。（法 40 条 1 項）
- ② なお残余があるときは積立金として処理しなければならない。（法 40 条 1 項）
但し、中期計画に定めた使途に充てる場合は、処分が可能。（法 40 条 3 項）



公営企業型地方独立行政法人は独立採算制の原則が前提。
 毎事業年度設立団体の長が法人の経営努力により生じた利益を認定する仕組みはなじまない。
 ⇒毎年度の利益処分については、法人の判断に委ねることが適当（法 84 条）

（2）中期目標期間最終年度で利益を生じた場合

- ① 前事業年度から繰り越した損失を埋め（法 40 条 1 項）
- ② なお残余があるときは、
⇒設立団体の長の承認を受けた金額を次期中期計画に定めた業務の財源にすることができ
る。（法 40 条 4 項）
⇒それ以外の額は設立団体に返納。（法 40 条 6 項）

神戸市民病院機構は、第 1 期中期目標期間において、

- ◇ 評価委員会より、毎年度「年度計画及び中期計画のとおり順調に進捗している」という評価を受けるなど、中期計画に掲げた取組を着実に実施。
- ◇ 医療の質の向上を図りつつ、経営改善に取組み、独法化以降、経常利益は毎年、黒字を達成。など様々な努力の結果として、上記の金額を積立。



この利益は毎年度「病院施設の整備・修繕、医療機器の購入、人材の育成及び能力の開発」のために使う剰余金を神戸市民病院機構が積み立てたものであり、第 2 期中期目標期間に繰り越し、第 2 期中期目標期間における業務の財源に充てることとする。

地方独立行政法人法（抜粋）

（利益及び損失の処理等）

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則（抜粋）

（剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認手続）

第12条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要があると認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第13条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに当該承認を受けなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該中期目標の期間の最後の事業年度（以下「当該期間最後の事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要があると認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（納付金の納付の手続）

第14条 法人は、法第40条第6項の規定による納付をするときは、同項の規定による納付金（以下「納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにする書類（前条第1項の申請書に添付した同条第2項に規定する書類を除く。）を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、市長に提出しなければならない。

（納付金の納付期限）

第15条 納付金は、中期目標の期間の最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。